

働き方改革アクションプラン 福島県立只見高等学校の取組

令和6年度から、福島県立高校では働き方改革アクションプランに取り組んでいます。

目指すところ

- (1) 時間外勤務時間を、月45時間（週11時間）以内かつ年360時間以内とする。
- (2) 業務繁忙な時期でも、月80時間（週20時間）以内とする。

只見高校における取組は以下のとおりです。

- 1 児童生徒の自主学習時間や、ボランティア活動など地域の活動に参加する時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せ、会議の時間を確保するため、生徒一斉下校日を設けました。

生徒一斉下校日 原則毎週 水 曜日

- 2 生徒がご家庭での祭事や地域の行事などに積極的に参加し見聞を広めるとともに、教職員が週休日の振替や休暇を取得しやすくするため、夏季休業中に学校閉庁日を設けました。

学校閉庁日 8月12日～8月15日（令和7年度の場合）

原則として学校の開錠はせず、来訪対応や電話対応は行いませんので、ご了承ください。

- 3 生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養を取れるようにするとともに、生徒の学習時間等を確保し、教員の授業準備などの時間も十分に確保するため、部活動休養日及び練習時間の上限を設けました。

部活動休養日 原則平日 水 曜日、土日いずれかを月2日以上

部活動練習時間 平日2時間 学校の休業日3時間

平日の休養日1日は生徒一斉下校日を利用して一斉に実施します。長期休業中は学期中と同様とし、加えて、お盆期間や年末年始などにまとまった休みを設けます。

学校閉庁日等における緊急時対応

警察や消防（救急）などの対応が必要となるような場合、または、生徒の生命や安全に関わる場合等の緊急時の連絡先は以下のとおりです。

福島県立只見高等学校緊急時連絡先

- ・ 学校代表メールアドレス tadami-h@fcs.ed.jp